○国土交通省告示第六百八十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JATR	129778	第七はやぶさ丸	平成26. 4. 1
JBKB	133325	新地丸	26. 4.24
JCMO	127110	第十八海工丸	26. 4.18
JGDS	131112	第五十八事代丸	26. 4. 8
JLPY	123723	大成丸	26. 4.22
JMYF	131197	日雄丸	26. 4.21
JRTD	132201	第五十七八興丸	26. 4.17
JD2612	127133	第八きんせい丸	26. 4.10
JD2664	128578	びるご	26. 4.18
JD2680	132890	はやぶさ	26. 4. 7
JE3141	133306	第七量安丸	26. 4.15
JF2124	120072	おおさど丸	26. 4.21
JG3502	117703	うらゆき	26. 4.21
JG3662	119315	いそづき	26. 4.30
JG3778	121710	ゆうづき	26. 4.30
JG4562	127648	第五不動丸	26. 4.22
JG4987	132039	笠栄丸	26. 4.15
JG5060	132849	海神	26. 4. 8
JG5137	133791	友光丸	26. 4. 4
JH2238	105018	第三いち丸	26. 4.11
JH2512	112234	宮吉丸	26. 4.30
JH3217	131568	大福丸	26. 4.11
JI3385	128778	紀和丸	26. 4. 3
JI3422	131664	大和丸	26. 4. 7
JK3971	120433	第八源榮丸	26. 4.14
JK4847	133668	第十大泰丸	26. 4. 1
JK5028	132512	第三栄盛丸	26. 4. 7
JK5040	133661	喜盛丸	26. 4.24
JK5287	134043	あたご丸	26. 4.15
JK5334	134691	広和丸	26. 4. 4
JL5809	131417	第八十二玉高丸	26. 4.11
JL5855	130631	いよえーす	26. 4. 3
JL5937	131506	第五瑞豊丸	26. 4. 7
JL5994	132129	第十一飛航丸	26. 4.10
JL6140	133895	天友丸	26. 4.24
JL6215	133940	第七霧島丸	26. 4. 8
JL6267	134846	大祐丸	26. 4.11
JL6348	134918	昭和丸	26. 4. 7
JL6358	135081	進宝丸	26. 4.15
JL6429	135133	伸幸丸	26. 4.11
JM3770	118048	崎辺丸	26. 4.21
JM5663	129409	第二十一栄進丸	26. 4. 7
JM5725	130348	第十有明丸	26. 4.18
JM6072	132630	きしょう丸	26. 4. 9
JM6091	132658	第三榛子丸	26. 4.11
JM6237	132736	第三十八すみせ丸	26. 4.14
JM6287	133560	幸秀丸	26. 4. 4

○国土交通省告示第六百八十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A1017125	平成22. 11. 15	134759	早瀬丸

○環境省告示第七十六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

第二条第二号中「アカゲザル」の下に「並びにマカカ・キュクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）」を加え、同条第二十二号中「ナガエツルノゲイトウ）」の下に「、ルドウィギア・グランディフロラ」を加え、同条第二十三号中「スパルティナ・アングリカ」を「スパルティナ属全種」に改める。

○環境省告示第七十七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ガビチョウ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

題名中「ガビチョウ等」を「カナダガン等」に改める。

1中「ガルルラクス・カノルス」を「ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）、ガルルラクス・カノルス」に、「ガビチョウ等」を「カナダガン等」に改める。

4及び5の一のイの⑴中「ガビチョウ等」を「カナダガン等」に改める。

○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十一日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別九八三番一から同村浜鬼志別六五六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分の供用開始の期日　平成二十六年六月十一日）	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○環境省告示第七十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ノーザンパイク等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

1中「シフゾウ」の下に「並びにマカカ・キュクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）」を加える。

○環境省告示第八十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ボタンウキクサ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

なお、スパルティナ・アングリカの防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十五号）は、廃止する。

平成二十六年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

1中「及びミュリオフュルム・アクアティクム（オオフサモ）」を「、ミュリオフュルム・アクアティクム（オオフサモ）、ルドウィギア・グランディフロラ及びスパルティナ属全種」に改める。

○環境省告示第八十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、カワホトトギスガイ」の下に「並びにモロネ・クリュソプス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）」を加える。